

自治体に提案競技促す

国交・総務・文科の3省 教育環境の質向上へ

学校施設の設計者選定

国土交通省は、総務省、文部科学省と連名で全国の地方自治体に対して、学校施設の設計者選定でプロポーザル方式などの適切な活用を要請した。魅力的な学習環境の整備は教育の充実を図る観点から重要であるが、現状の設計者選定の大部分は価格競争が占めている。自治体への入札契約制度の改善を働きかけてきた国交、総務両省に文科省を加え、公共建築の発注で一定の割合を占める学校施設にアプローチする新たな試みだ。

2019年の公共工事業品質確保促進法(品確法)改正で、技術的に高度または専門的な設計などの業務も同法の対象であることが明確に位置づけられた。法改正にあわせて改

定した品確法の基本方針では、技術が要求される業務では、プロポーザル方式を採用するよう努めることを規定した。

ただ、市区町村レベルでは業務でのプロポーザル方式の導入は依然として進んでいない。国交省が5月に公表した20年度の「業務に関する運用指針調査」によると、全市区町村の約半数に当たる879団体がプロポーザル方式を未導入だった。さらに、実際の発注実績をみると、都道府県、政令市、市区町村いずれも全発注件数の1%未満しかプロポーザル方式が適用されていない。

6月に自民党・知的財産戦略調査会がまとめた提言では、「公共調達における知的生産者の適切な選定」が盛り込まれた。公共建築施設の設計者を価格競争で選定する例が多く、知的生産者である設計者の技術力や経験、創造性を最大限活用できていないと指摘。プロポーザル方式やコンペ方式を挙げ、費用の支援も含め適切な設計者の選定方式の徹底を求めた。

特に学校建築については、積極的なプロポーザル方式の導入を要請。改築が増える中、豊かで魅力的な学校設計にするため、設計者の工夫、アイデア、デザインを競争させ、学校建築の質を向上させることが重要だと明記した。

3省は活用が進んでいない現状や品確法の趣旨、自民党による提言などを踏まえ、30日付で都道府県・政令市の財務担当部局と契約担当部局、議会事務局、教育長などに宛てて「学校施設の設計における創意工夫を図るためのプロポーザル方式等の適切な運用について」を通知した。

豊かで魅力ある学校施設を整備するため、新築や大規模改修など高度または専門的技術が要求される業務においては積極的にプロポーザル方式などの導入を求めた。手続きを進めるに当たっては内部職員や学識経験者を中心に構成する選定委員を設置し、審議していくことを明記。発注体制の確保のため、発注者支援業務の導入検討も提示している。

学校設計でプロポ導入を

魅力ある 自治体、教委に要請 施設整備へ

国土交通、文科科学、総務の3省は、学校施設の新築・改修設計でプロポーザル方式を積極的に導入するよう地方自治体に働き掛ける。都道府県と政令市に対する要請文書を30日付で出した。自治体の財政・契約担当部署だけでなく、教育委員会にも文科省を通じ直接要請。設計段階の創意工夫を促進し、文科省が推進する豊かで魅力ある学校施設の整備につなげる。国交省が直轄事業向けに定めた同方式の運用ガイドラインなどを参考に対処してもらおう。

国交、文科、総務省

要請文書は国交省不動産・建設経済局建設業課長と文科省官房文教施設企画・防災部施設企画課長、総務省自治行政局行政課長の連名。各都道府県には市区町村への周知も要請した。

2019年6月施行の改正公共工事品質確保促進法（公共工事品質確保促進法）に基づき、高度で専門的な技術が要求される調査や設計で技術提案に基づき仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合、同方式を採用するよう求められている。学校施設に特化した同方式の導入要請を文科省との連携で行うことで実効性を高める狙いがある。

文科省は「学校施設整備指針」や「新たな学校施設づくりのアイデア集」を活用し、創意工夫ある学校施設

「学校施設整備指針」や「新たな学校施設づくりのアイデア集」を活用し、創意工夫ある学校施設の設計を踏まえ、今月公表した「新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を推進してきた。有識者会議の検討を踏まえ、今月公表した「新しい時代の学びを実現する学校施設」などの参考資料を明示。

発注手続きの過程で設置する「設計者選定委員会」の人選や、外部から発注者支援を受ける際の留意事項も記した。

同方式の導入実績のない自治体には、教育委員会と契約担当部署などが連携し必要な手続きを確認するなど適切に運用するよう助言。国交省が設置する「公共建築相談窓口」の活用が有効であることも周知する。